

## 「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」に対するコメント

2003年9月3日  
日本経団連経済本部

今般、企業会計基準委員会より公表された「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(案)」に関しては、減損会計の導入が企業経営に与える影響を考慮し、広く関係者から直接意見を聴取するなど、円滑な基準の導入に向けた慎重な検討が進められたと認識している。

特に、第14項及び第83項の「市場価格の著しい下落の場合」に関して、「市場価格が帳簿価額から少なくとも50%程度下落した場合が該当する」とした点などは妥当であり、実務への適切な配慮が図られたと考えられる。

その他に本公開草案に関しては、以下の改善を要望したい。

### 記

#### 【使用価値 第30項】

##### 【設例2 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる範囲】

「第30項のただし書き」及び「主要な資産が資産Bの場合(ケース2-1)のただし書き」に関して、合理的な資産Cの使用計画が存在するにも関わらず、「減損損失の認識の判定及び測定の際に使用する将来キャッシュ・フロー」の算定に「資産Aのみから生じる将来キャッシュ・フローの3年経過時点における現在価値」を含め、「資産Cの使用により生じる将来キャッシュ・フローの3年経過時点における現在価値」を含めることができないようにも解釈されるおそれがある。

そのため、「…に代えて、当該合理的な計画に従って算定した資産グループ(資産C及び資産A)より生じる将来キャッシュ・フローの…」と文言を追加する等、減損損失の認識の判定及び測定の際に使用する将来キャッシュ・フローには、将来の合理的な計画を含めた資産グループ全体から生じる将来キャッシュ・フローの現在価値が含まれる旨が明確となるよう表現を修正頂きたい。

#### 【減損損失の測定 第97項】

認識された減損損失については、各構成資産に合理的に配分されることとし、資産グループ全体において処理する等の「簡便法」については、原則、認めないこととされている。

しかし、大手製造業等では、保有する固定資産の件数が膨大であり、個々の構成資産に減損損失を配分して確認する作業は過度に大きな負担になると考えられる。その中でも、共有資産の減損損失を各資産グループに配分する場合には、会社全体で配分・確認作業を行う必要があるため、特に期末に減損処理を行う場合等は実務上対応不可能となる事態も想定される。

したがって、認識された減損損失の各構成資産の配分について、例えば、「『主要な資産』の中の大口資産のみに配分することも認める。」等の簡便的な方法も認めるよう、実務に配慮した手当てが望まれる。

以上